

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

所轄税務署長 麹町
 給与の支払者の名称(氏名) 株式会社〇〇〇〇
 (フリガナ) あなたの氏名 ワタナベ タダシ 渡辺 正
 給与の支払者の法人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8
 あなたの住所 東京都千代田区霞が関3-1-1

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

保険料控除証明書等に記載されている新旧区分を記載してください。

あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,300,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。



名称	種類	年金支払期間	契約者の氏名	氏名	あなたの続柄	新旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた割合等控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印
●●生命	養老	10年	渡辺 正	渡辺 弘美 妻	新旧	(a) 25,000 円		
	養老	10年	同上	同上	新旧	(a) 80,000 円		

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

25,000円×1/2+10,000円=22,500円【計算式I(新保険料等用)】

80,000円×1/4+25,000円=45,000円【計算式II(旧保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

配偶者が非居住者である場合に送金額等を記載します(送金関係書類の添付等が必要です。)

生命保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A	25,000 円	Aの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	①	22,500 円	(最高40,000円)	③	40,000 円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	80,000 円	Bの金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	②	45,000 円	(最高50,000円)	④	45,000 円

介護医療保険料	(a)の金額の合計額	C	80,000 円	Cの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	⑤	40,000 円	(最高40,000円)	⑥	40,000 円
---------	------------	---	----------	---------------------------------	---	----------	-------------	---	----------

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円⇒最高40,000円【計算式I(新保険料等用)】

30,000円×1/2+12,500円=27,500円【計算式II(旧保険料等用)】

所得の種類	収入金額等(ア)	必要経費等(イ)	所得金額(ア-イ)
給与所得	1,170,000 円	650,000 円	520,000 円
事業所得			
雑所得			

次の①②のように配偶者控除を受けることができる配偶者の合計所得金額が38万円以下又は76万円以上の方は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
 ①配偶者の所得が給与だけで、その給与の収入金額が103万円以下又は141万円以上である人
 ②配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけで、その公的年金等の収入金額が158万円以下又は196万円以上(配偶者の年齢が65歳未満の場合は収入金額108万円以下又は1,513,334円以上)である人

年金保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	90,000 円	Dの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	⑦	40,000 円	(最高40,000円)	⑧	40,000 円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	30,000 円	Eの金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	⑨	27,500 円	(最高50,000円)	⑩	40,000 円

計算式I(新保険料等用)※	控除額の計算式
20,000円以下	A、C又はDの金額
20,001円から40,000円まで	A、C又はD×1/2+10,000円
40,001円から80,000円まで	A、C又はD×1/4+20,000円
80,001円以上	一律に40,000円

計算式II(旧保険料等用)※	控除額の計算式
25,000円以下	B又はEの金額
25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4+25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

配偶者の合計所得金額(①-⑦の合計額)	A	520,000 円	
配偶者特別控除額の早見表			
A欄の金額	控除額B	A欄の金額	控除額B
0円から380,000円まで	0円	600,000円から649,999円まで	160,000円
380,001円から399,999円まで	380,000円	650,000円から699,999円まで	110,000円
400,000円から449,999円まで	360,000円	700,000円から749,999円まで	60,000円
450,000円から499,999円まで	310,000円	750,000円から799,999円まで	30,000円
500,000円から549,999円まで	260,000円	800,000円から	0円

配偶者の合計所得金額が520,000円の場合、控除額は260,000円になります。

地震保険料	名称	種類	新旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料の金額
××火災	地震(建物)	5	渡辺 正 渡辺 正 本人	42,000 円
▲▲火災	積立損害	12	同上	14,800 円
合計額				56,800 円
地震保険料の金額の合計額				56,800 円
控除額(最高50,000円)				42,000 円
地震保険料控除額				14,800 円

(源泉徴収義務者の方へ)支払った保険料等の金額の合計額(黄色)や配偶者の合計所得金額(赤色)を源泉徴収票の所定の欄に転記してください。

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先	氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
	国民年金			42,000 円
	厚生年金			12,400 円
	国民健康保険			14,800 円
	介護保険			14,800 円
	小規模企業共済			14,800 円
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金			42,000円+12,400円=54,400円 ⇒最高50,000円
	個人型確定拠出年金加入者掛金			度に関する契約の掛金
	合計(控除額)			50,000 円

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。